

# 徳島県介護職員初任者研修

## 「 学 則 」

イツモスマイル株式会社

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

イツモスマイル株式会社

住所：徳島県徳島市佐古二番町5-11

(目的)

第2条 介護職員初任者研修は、介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした職業教育であり、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務にあたる上での基本姿勢を習得し、将来、介護福祉士としての専門的な知識・技術を習得するための基礎研修とすることを目的として行う。

また、本講座を就業者支援訓練にて行うことから、介護人材の確保、就業者支援として社会に貢献するものとする。

(実施形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

(研修の名称)

第4条 研修の名称は、次のとおりとする。

イツモスマイル介護職員初任者研修講座

(年間事業計画)

第5条 平成30年度の研修事業は次のとおり実施する。

回数：2回

実施期間：令和元年6月～令和元年10月

募集定員：30名

実施期間：令和元年12月～令和2年3月

募集定員：30名

(受講対象者)

第6条 受講対象者は次のすべてに該当する者とする。

- ①心身ともに健康である者
- ②通学可能な者
- ③介護サービスに従事する意志のある者

④その他、イツモスマイルが本研修受講者として適当と認めた者  
(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。

55,000円 (テキスト代、資料代、試験料含む)

1週間前までに全額納入。

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

介護職員初任者研修テキスト QOLサービス

(解約条件及び返金)

第9条 開講8日前以前の解約時は払戻し手数料(5%)を差し引いて返金。

開講7日前以降の解約については、払戻しできません。

(研修カリキュラム)

第10条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第11条 豊川第一ビル

徳島県佐古二番町5-17

(担当講師)

第12条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(科目の免除)

第13条 科目の免除についてはこれを認めない。

(通信による実施方法)

第14条 所定の課題は、本研修に使用する「テキスト」に挿入された通信課題の中から出題。その課題を規定の期限までに提出。専任講師により、60%以上を得点した者は合格点とし、60%以下の不合格の得点を受けたものは、「解答用紙」(添削済み)を返却し、当該「解答用紙」を再提出。

(修了の認定)

第15条 修了の認定は、第10条に定めるカリキュラムを全て履修し、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

- ①修了評価は、筆記試験により行う。ただし、介護に必要な基礎的理解の理解度及び生活支援技術の習得の評価については、併せて実技試験も行う
- ②認定は、100点を満点とし、A（90点以上）、B（80～89点）、C（70～79点）、D（70点未満）の4区分で評価し、評価C以上を合格とする。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、再評価を行う。

(研修欠席の扱い)

第16条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。またやむを得ず欠席する場合には、事前に連絡を入れる。

(補講の取り扱い)

第17条 研修の一部を欠席したもので、やむを得ない事情があると認められる者については、欠席日と同時間の補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。補講を実施する場合、1時間あたり1000円の補講料を頂戴する。

(受講の取消)

第18条 次に該当する者は、受講を取消することができる。

- ①学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- ②研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者。
- ③その他、本会が不相当と認めた者。

(修了証書の交付)

第19条 第15条により修了を認定された者に対し、本会において徳島県介護員初任者研修事業者指定要綱第9条に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者の管理)

第20条 修了者管理については、次により行う。

- ①修了者は、修了者台帳に記載し、徳島県が指定した様式により県知事に報告する。
- ②修了証明書の紛失があった場合は、修了生の申し出により、再発行することができる。尚、再発行には手数料1,000円が修了生の負担となる。

(個人情報管理)

第21条 研修運営上知り得た受講生に係る個人情報は、厳重に保管し、個人情報保護の適正な管理に努める。

(その他の留意事項)

第22条 受講生等が実習等で知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することのないよう受講生の指導を行う。

(施行細則)

第23条 この学則に必要な細目並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、本法人がこれを定める。

(付則)

この学則は平成29年4月3日から施行する。

この学則は平成29年9月4日から施行する。

この学則は平成30年5月7日から施行する。

この学則は令和元年6月24日から施行する。